

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		自動車の臨時運行許可
根拠条例・規則等名		さいたま市自動車の臨時運行許可に関する規則
条 項		第 2 条
所 管 部 課		各区役所 区民生活部 区民課
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>臨時運行許可を受けようとする者は、自動車臨時運行許可申請書を市長に提出し、かつ、自動車損害賠償保障法(昭和 30 年法律第 97 号)による自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書及び次の各号に掲げるいずれかの書類を提示しなければならない。</p> <p>1) 自動車検査証 2) 登録識別情報等通知書又は一時抹消登録証明書 3) 自動車検査証返納証明書 4) 自動車予備検査証 5) 前各号に掲げるもののほか、当該自動車を確認できる書類</p> <p>2 申請者は、申請書を提出する際に、自動車運転免許証、旅券、健康保険証その他申請者を確認できる書類(申請者が法人の場合にあっては、申請書を持参した者を確認できる書類)を提示しなければならない。</p> <p>3 申請者は、市長が必要があると認めるときは、申請内容を確認できる書類を提示しなければならない。</p>
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 令和 2 年 9 月 29 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	即日
	設定等年月日	同上
備 考		